

青少年愛護条例改正骨子案に対するご意見・ご提案

連 絡 先	氏名または団体名	社団法人 電気通信事業者協会
	住所または所在地	〒105 ー 0003 東京都港区西新橋 1-1-3 東京桜田ビル 4F
	連絡先	T e l : 03-3502-0991
該 当 項 目	該当する項目の□印を黒く塗りつぶし、■印にしてください（※1枚につき1項目）	
	☒ インターネット上の有害情報への対応の強化に係る保護者の義務 ☒ インターネット上の有害情報への対応の強化に係る携帯電話事業者の義務 ☐ インターネット上の有害情報への対応の強化に係るインターネットを利用できる端末設備を公衆に利用させる事業者の義務 ☐ インターネット上の有害情報への対応の強化に係る事業者に対する立入調査、指導・勧告、公表 ☐ 出会い喫茶等営業の規制 ☐ 深夜外出の制限規定の見直し ☐ 6歳未満の乳幼児への対応 ☐ その他	
意 見 ・ 提 言	別紙をご参照下さい。	

※注 1項目につき1枚でお願いします。
 (締 切) 平成21年1月13日(火) 必着
 (提出先) 〒650-8567
 兵庫県企画県民部県民文化局男女青少年課宛(住所不要)
 (ファックス) 078-362-3957
 (電子メール) danjoseishonen@pref.hyogo.lg.jp



このたびは、「青少年愛護条例(以下、本条例)改正骨子案」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり、携帯電話・PHS 事業者が参画している社団法人電気通信事業者協会(以下、TCA)の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

1. はじめに

- ・ 携帯電話インターネット接続サービスが普及したことにより、必要な情報をすぐに入手できるといった利便性の向上が図られた一方で、青少年がいわゆる出会い系サイトにアクセスすることにより犯罪に巻き込まれたりすることや学校裏サイトにおいていわゆる「ネットいじめ」等が行われたりすることが社会的問題となっております。
- ・ このような中、家庭、自治体及び関係事業者が一丸となってインターネット上の違法・有害情報から青少年を守る取り組みを積極的に行うことは非常に重要であると考えます。
- ・ TCA 及び携帯電話・PHS 事業者においては、インターネット上の違法・有害情報から青少年を守るためにフィルタリングの認知度向上や普及促進、ケータイ教室等の開催による ICT リテラシーの向上等の取り組みを積極的に実施しているところです。
- ・ また、この問題に関しては国会においても議論された結果、民間主導の自主的な取り組みを最大限尊重することとして、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(以下、青少年インターネット利用環境整備法)」が平成 20 年 6 月に成立、平成 21 年 4 月に施行される予定となっております。
- ・ 携帯電話・PHS 事業者は本法の主旨を十分に踏まえて、引き続き取り組みを推進していく所存です。

2. 本条例骨子案に対する意見

(1) 青少年インターネット利用環境整備法との整合性の確保

- ・ 本条例の改正の検討にあたっては、平成 21 年 4 月に施行予定の青少年インターネット利用環境整備法第一条(目的)、第三条第 3 項(基本理念)、第四条(国及び地方公共団体の責務)、第六条(保護者の責務)の規定※を十分に考慮しつつ、その適用範囲や保護者等の権利、責務についても同法の規定の範囲をこえることのないよう整合性を確保すべきと考えます。

(2) 本条例をより実効性のあるものにするための関係者との協議の実施

- ・ 本条例をより実効性のあるものにするために、以下の事項につき関係者との更なる検討が必要であると考えます。
 - ① 本条例等で定める正当な理由以外で保護者がフィルタリングサービスを不要とする旨の申告をした場合の措置
 - － フィルタリングサービスの利用については、保護者の判断を最大限尊重すべきであり、青少年の「知る権利」やコンテンツプロバイダ等の「表現の自由」とのバランスを考慮しつつ、柔軟に対応できる仕組みが必要であると考えます。
 - ② 本条例等で定める正当な理由以外で保護者がフィルタリングサービスを不要とする旨の申告をした場合の「理由の正当性」の判断
 - － 保護者がフィルタリングサービスを不要とする旨の申告をした場合の「理由の正当性」を携帯電話・PHS 事業者が判断することは実質困難です。また、保護者の判断が最大限尊重される

※ 第一条：この法律は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況にかんがみ、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的とする。

第三条第 3 項：青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、自由な表現活動の重要性及び多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、民間における自主的にかつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重することを旨として行わなければならない。

第四条：国及び地方公共団体は、前条の基本理念のっとり、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができるようにするための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第六条第 1 項：保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の促進に努めるものとする。

第六条第 2 項：保護者は、携帯電話端末及び PHS 端末からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

べきものであって、携帯電話・PHS事業者は判断すべきものではないと考えます。

- 仮に保護者のフィルタリングサービスを不要とする理由の正当性を限定する場合は、例えば兵庫県殿による理由の正当性の具体的な事例集の作成や理由の正当性に関する保護者及び携帯電話・PHS事業者等からの問い合わせ窓口の設置等が必要であると考えます。

③ 保護者がフィルタリングサービスを不要とする旨の申告をした場合の携帯電話・PHS事業者による理由の記録の保存期間

- 本条例改正骨子案では保護者がフィルタリングサービスを不要とする旨の申告をした場合、携帯電話・PHS事業者はその理由の記録を契約日から3年間保存することが義務となっています。
- 現在、携帯電話・PHS事業者は、個人情報の適正な取扱いに関して個人情報の保護に関する法律、電気通信事業法及び電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(以下、本ガイドライン)を遵守しています。
- 本ガイドラインでは、第4条第1項に「電気通信事業者は、電気通信サービスを提供するために必要な場合に限り、個人情報を取得するものとする」、第5条第1項に「電気通信事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的をできる限り特定するものとする」、第10条第1項に「電気通信事業者が管理する個人情報については、利用目的に必要な範囲内で保存期間を定めることを原則とし、当該期間経過後に又は利用目的を達成した後は、遅滞なく消去するものとする」と規定されています。
- 本条例改正骨子案では、携帯電話事業者が理由の記録を保存することについて、その目的や必要性が明確になっておらず、まずはそれを明確にしていきたいと考えます。その上で、個人情報の取扱いの重要性を鑑み、本条例の目的、必要性及び個人情報の管理方法(保存期間や保存方法等)を関係者と十分協議した上で、見直しを含めて適切な対応を検討する必要があると考えます。

3. TCA及び携帯電話・PHS事業者の取り組み(ご参考)

- ・ TCA及び携帯電話・PHS事業者は、フィルタリングサービスの認知度を向上させるべく、青少年や保護者に対し携帯電話を安全に利用頂くための講習会の実施、平成18年度から毎年実施している公共機関等へのフィルタリングサービス告知ポスター、チラシの配布、各地方自治体と共同でのフィルタリングサービス周知イベントの実施等を積極的に行っています。
- ・ また、平成18年11月、平成19年12月、平成20年4月に行われた総務大臣の要請に基づき、青少年が携帯電話を新規で契約する際に、保護者に対してフィルタリングサービスの加入有無の確認の上、保護者よりフィルタリングサービス不要の申告がない場合は、フィルタリングサービスを原則適用する運用の導入等により、フィルタリングサービスの利用率の向上を図っているところです。
- ・ 上記のような取り組みの結果、平成19年9月末で約200万人であったフィルタリングサービスの加入者が平成20年9月末には約450万人と1年間で2倍以上となりました。
- ・ 平成20年6月には、青少年インターネット利用環境整備法が国会にて成立し、平成21年4月の施行に向け、TCA及び携帯電話・PHS事業者は鋭意対応を進めているところです。
- ・ さらに、TCA及び携帯電話・PHS事業者はインターネットを含む総合的なメディアリテラシーの向上を促進し、ICTを使いこなす子どもたちとそれを温かく見守る大人たちの育成を目指すべく平成20年10月に发起人総会が開催された「安心ネットづくり」促進協議会に積極的に参加すべく鋭意準備を進めているところです。
- ・ 今後もTCA及び携帯電話・PHS事業者は、インターネット上の違法・有害情報から青少年を守るべく自主的な取り組みを積極的に推進していきます。

以 上